

別紙 2-1<農地を守る>

◎継続保有の促進（できるだけ持ち続けてもらう）

生産緑地制度等の活用

市街化区域に残された農地の固定資産税等の負担を軽減するため、生産緑地の指定を進めます。また、都市公園事業の借地公園制度（無償借地）を活用し、農園付の公園の整備を図ります。

1 生産緑地制度の活用【拡充】

生産緑地制度を積極的に活用することで、指定拡大を図ります。

2 農園付公園整備事業 【新規・拡充】

年々減少する農地について、借地公園制度を活用して分区園を主体とする都市公園を整備することにより、大部分を農地の形態のまま保全活用を図ります。

また、広場等を設け、身近な公園としても活用します。

(1) 分区園について

公園施設の1つで、公園内の一区域を複数の分区に割り、市民が野菜や花などを栽培することができる施設をいいます。1区画は、30㎡から50㎡です。

現在、市内には、3公園に分区園があり、指定管理者が管理運営を行っております。

(2) 積算の考え方

ア 5箇年事業費 750 百万円

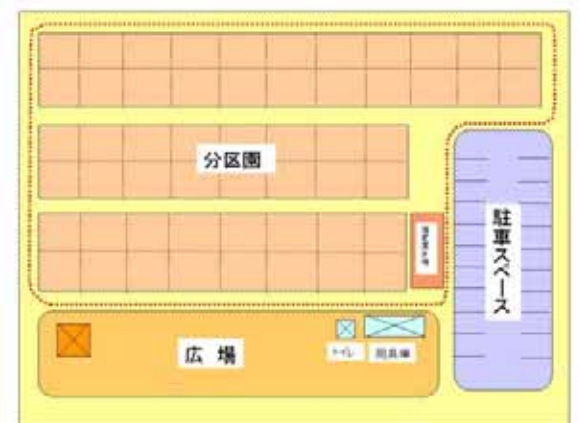
イ 単年度事業費 150 百万円

(ア) 1,000㎡×5箇所

(イ) 5,000㎡×2箇所 計 1.5ha/年

ウ 5年間整備面積 1.5ha×5年間＝ 7.5ha

農園付公園の整備イメージ



(3) 整備（施設）イメージ

敷地規模 5,000㎡程度の場合

事業費：50 百万円

分区園 52～55 区画（30㎡/区）

駐車スペース 30 台程度

広場、用具庫、トイレ、小屋等

(4) 借地公園制度による農園付公園のメリット

土地所有者	<ul style="list-style-type: none">・土地の大部分を農地の形態のまま所有し続けることが可能・固定資産税及び都市計画税の減免・20年以上の契約の場合には、相続税の4割評価減
市民	<ul style="list-style-type: none">・食の安全に関心が高まっている中で、自らの手で栽培、収穫を楽しむ機会が多く得られる・一定規模の良好なオープンスペースが確保される

【参考 若草台第二公園（青葉区）分区園】



地産地消の推進

地産地消を進めるための共同直売所の整備支援を行います。また、畑や栽培温室で完熟した果物を収穫体験できる農園の増設を進めます。

1 共同直売所の設置支援事業 【新規】

共同直売所は、より鮮度の高い品揃えのある地場農産物を購入できるなど消費者ニーズが大きいことに加え、体験農園等と組み合わせることで市民が農に親しみ理解を深める場となること、地産地消の推進につながるなど、都市農業を発展させる上で大きな役割が期待されます。

共同直売所（2箇所）の設置に対し、支援を行います。

* 200百万円×50%補助×2箇所＝200百万円

想定規模（敷地面積：2,000㎡、建物面積：400㎡、駐車場：50台、付帯設備）



2 収穫体験農園の開設支援事業 【新規】

ブルーベリーやイチゴといったもぎ取り体験ができる農園は、収穫だけを体験できる手軽さと味の良さなどから、近年人気が高まっており、市民が身近に地域の生産物を味わえる場となっています。また、収穫体験農園は、多品種・高品質生産など農業の多様化につながることから、都市農業としての将来性が大いに見込まれる一方、開設には、高度な設備や生産販売技術が必要です。

収穫体験のできる施設の設置に助成を行うとともに、農園案内等への支援を行います。

* 吊棚等資材購入費の50%補助、農園案内等支援：

293百万円

5ヵ年設置目標

ナシ・ブドウ	13ha
カキ	5ha
ブルーベリー	2ha
ミカン	2ha
イチゴ(ハウス)	1ha



施設の省エネルギー化の推進、 生産用機械のリース方式による導入

農業経営の存続の危機を招く燃料価格の高騰に対応し、農業生産温室等の省エネルギー化を進めることで、農業経営の安定化を図るとともに、環境負荷を軽減します。

また、農業経営を効率的に進めるために必要な農業機械等をリース方式により導入します。

1 施設の省エネルギー化推進事業 【新規】

農地の保全には、農業者が継続して農業経営が行えることが必要ですが、燃料価格の高騰により危機的な状況になっているため、省エネルギーの推進に積極的に取り組みます。特に、より効果的な技術が開発されつつある生産温室について、先進的な技術の導入により省エネルギー化を一層推進するため、通常の温室に加えて設置される、二重ハウスや保温用カーテンなどの省エネ型施設の導入費用に対して、助成します。

* 1.8 百万円 / $10a \times 80\% \times 120$ 棟 = 173 百万円、ほか

2 生産用機械のリース方式による導入事業 【新規】

能力や意欲はあるが、経営規模が小さいため、高性能の農業機械を導入できない農家が、地域で共同利用する場合に、リース方式による導入を支援します。

リース方式は、購入と比べ、資金借入時の担保提供が不要で、税金や登録の問題もなく、互いが利用を融通しあうことにより、農地が保全できます。

市が、機械利用組合からの申込を受け、リース事業者の機械購入に助成し、リース料の軽減を図ります。

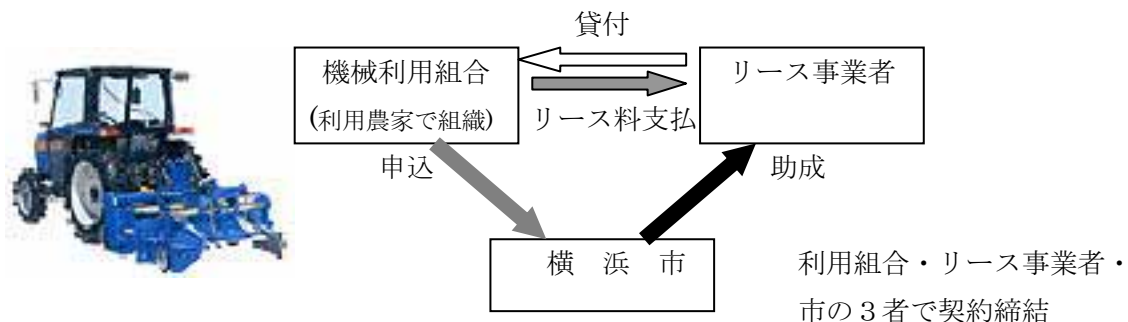
* 3 百万円 $\times 50\% \times 20$ 件/年 $\times 5$ 年 = 150 百万円

多機能型大型トラクター等導入機械標準額

(参考) 機械利用組合総負担額

3 百万円 $\times 50\% \times 20$ 件/年 $\times 5$ 年 \times 料率 (1.2) = 180 百万円

【リース事業のイメージ】



別紙 2-4<農地を守る>

◎農地保全（周辺環境との調和と生産性向上）

田園景観や水田の保全対策

農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの環境面を評価し、水利組合など地域の農地管理を行う団体等に奨励金を交付し、農地管理と景観保全を図ります。

1 田園景観保全事業

(1) 集团的農地の維持管理奨励 【新規】

農地は、農作物を供給する生産の場であると同時に、地域の住民の生活にうるおいと安らぎをもたらし、多くの市民がその景観を享受しています。しかし、都市という立地条件に起因する、道路水路の清掃や管理、ゴミの投げ捨て対策、路上駐車対策など、営農環境を保つための維持管理が日々必要となっているのが現状です。これらの管理は、水利組合、土地改良区などの農業者の団体が行ないます。管理にかかる労力、費用は大きく、農地の荒廃をもたらす一因となっています。

市民と協働し管理に取り組む団体に対し支援を行います。

* 集团的農地の維持管理奨励 : 50 千円/ha×500ha/年×5年=125 百万円

(2) 水田保全契約奨励 【新規】

水田は、優れた田園景観を構成するのみならず、洪水防止機能や気候緩和機能など都市環境の保全上も重要な役割を担っています。しかし、収益性が低いことから、畑への転換や荒廃地化することが多く、年々減少の一途をたどっています。

市民共有の貴重な人為的自然環境として水田を保全するため、市との一定期間の契約を条件に支援を行います。

* 水田保全契約奨励 : 0.3 百万円/ha×50ha/年×5年=75 百万円

<参考> 水田の多面的機能

機能	内容
洪水防止機能	水田が雨水を貯め、ゆっくり放出することにより、洪水を防止・軽減する。
気候緩和機能	水面からの蒸発により気候（気温）を調整。また、農作物の光合成や蒸発散による光や熱の吸収により気温を下げる働きを持つ。
大気浄化機能	二酸化炭素を吸収し酸素を発生させるだけでなく、大気汚染物質である亜硫酸ガスや二酸化窒素等も吸収し無害な物質に変える働きを持つ。
景観・文化機能	「ふるさと」「田舎」のイメージで心に安らぎを感じるだけでなく、その地域の歴史や文化の伝承を担う。
生物多様性	水田及び用水路に生息する水田生物を育てる。都市の中で生物多様性を支える。

生産基盤整備の拡充

農地は、生産の場としての安定的な経営が可能となることによって保全されます。

そのため、従来から、圃場整備や農道の整備は実施してきましたが、とくに、畑地かんがい施設整備は幅広い作物の栽培や多様な経営形態の選択が可能となり、農地の貸し借りの促進や市民農園等の設置にも役立つなど、農地の保全に効果的です。

小規模の農地を対象とした畑地かんがい施設は、整備対象としてきませんでしたので、面積等の事業採択要件を緩和し、防災協力農地の登録を条件として整備を行います。地震等の発災時には、井戸のある避難場所として確保できます。

1 かんがい施設整備事業 【拡充】

要件緩和の内容

従来、畑地かんがい整備は 2ha 以上の面積等を採択の要件としていましたが、この面積を緩和し、防災協力農地指定地での小規模集団農地への整備を可能とします。

現行

項目	要件	補助率
畑地かんがい整備	3戸以上 2ha 以上	農業専用地区 100%



拡充

項目	要件	補助率
畑地かんがい整備	3戸以上 1ha～2ha 未満 防災協力農地	100%

新規

項目	要件	補助率
簡易畑地かんがい整備	0.5ha～1ha 未満 防災協力農地	50%

※ 簡易畑地かんがい: おおむね 40m 程度の深さの井戸から取水しているかんがい整備

* 畑地かんがい整備（3地区）【拡充】

60 百万円 × 3 地区 × 100% = 180 百万円

* 簡易畑地かんがい整備（4地区）【新規】

5 百万円 × 4 地区 × 50% = 10 百万円

不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備

農地への不法投棄対策として、監視警報装置を設置するとともに、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、周辺環境に配慮した農業を進めるため、農薬飛散や臭気対策、作物残渣^さ処分の推進のため必要な施設等整備を支援します。

1 不法投棄対策事業 【新規】

農業専用地区などは、夜間人目につきにくいことから、不法投棄が多発しています。

そこで、不法投棄監視警報装置を、30 基設置し、管理します（10 地区）。

また、警備会社へのパトロール委託（10 地区）を行うとともに、地域住民と農業者の合同の清掃活動（20 地区）などを支援します。

*監視警報装置設置・維持管理 : 63 百万円

*警備・住民によるパトロール等 : 35 百万円



2 環境配慮型施設整備事業 【新規】

農薬飛散や臭気、野焼きなど、農業活動に伴い生じる周辺住民とのトラブルを軽減するため、農薬飛散防止ネット、野焼きに替わる剪定枝の堆肥化機械など、必要な資機材等の導入支援や、牧草による土砂流出防止などにより、周辺環境との調和対策を進めるとともに、より効果的な農作物残渣^さの処分方法についても検討を行います。

*周辺環境に配慮した生産環境整備 : 294 百万円

農薬飛散防止ネット 32ha

堆肥散布を短時間で行う機械 12 台

剪定枝の堆肥化機械 6 組

牧草による周辺環境対策 40 地区

農作物残渣^さの処分方法の検討



機械作業の受託組織の育成

農業者の高齢化や後継者不足によって、機械の使用が困難になり、耕うんなどの農作業ができなくなり、農地の荒廃化が進んでいます。

そこで、農作業を機械作業で請け負う受託組織を育成し、農地の荒廃化を防止します。

1 機械作業受託組織育成事業 【新規】

(1) 組織設立の検討・準備

機械作業を希望する農家や受託可能な農家・組織等のヒアリングを行いながら、農作業の種類や規模等地域の実情にあった組織設立の検討・準備を行います。

* 1百万円×3地区＝3百万円

（各地区準備・検討会10回開催、各組織の提案等を行います。）

<参考> 機械作業の受託組織とは、労働力のない農家から作業料金を受け、機械作業を請け負う組織のこと。

(2) 受託組織育成

受託組織を設立し、作業メニューの設定や、オペレーターの育成などの組織の活動を支援します。

* 0.3百万円×3地区×平均3年＝3百万円



(3) 機械導入助成

農作業受託組織が新たに導入する高性能の農業機械の導入に対して、助成します。

* 受託用農業機械 : 17百万円×100%×3地区＝51百万円

主な導入機械

(例)

高性能トラクター	4.5百万円
高速代 ^{しろ} かき機	1.6百万円
乗用型田植え機	1.8百万円
自脱型コンバイン	5.5百万円
水稻乾燥機	2.2百万円
野菜自動定植機	1.4百万円

計 17.0百万円

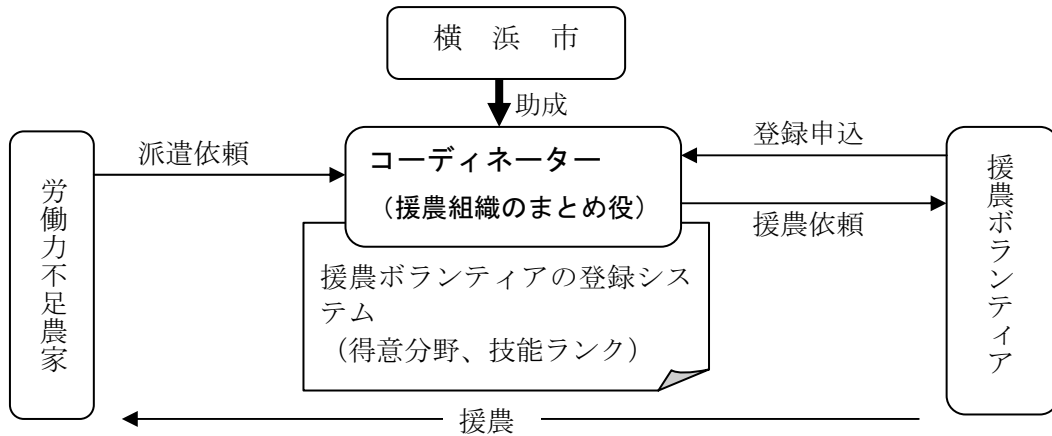
コーディネーターの活用

集団的な優良農地の中に高齢化等による労働力不足農家や、非農家所有の農地が生じた場合、管理が行き届かず荒れ地となり、周辺農地に悪影響を及ぼし、地域全体の生産力を低下させてしまいます。

そこで、このような農地でも援農や市民農園を活用して耕作が継続できるよう、課題を抱えている農地所有者をサポートするコーディネーターを育成し派遣します。

1 担い手コーディネーター育成・派遣事業 【新規】

(1) コーディネーターによる援農の拡大



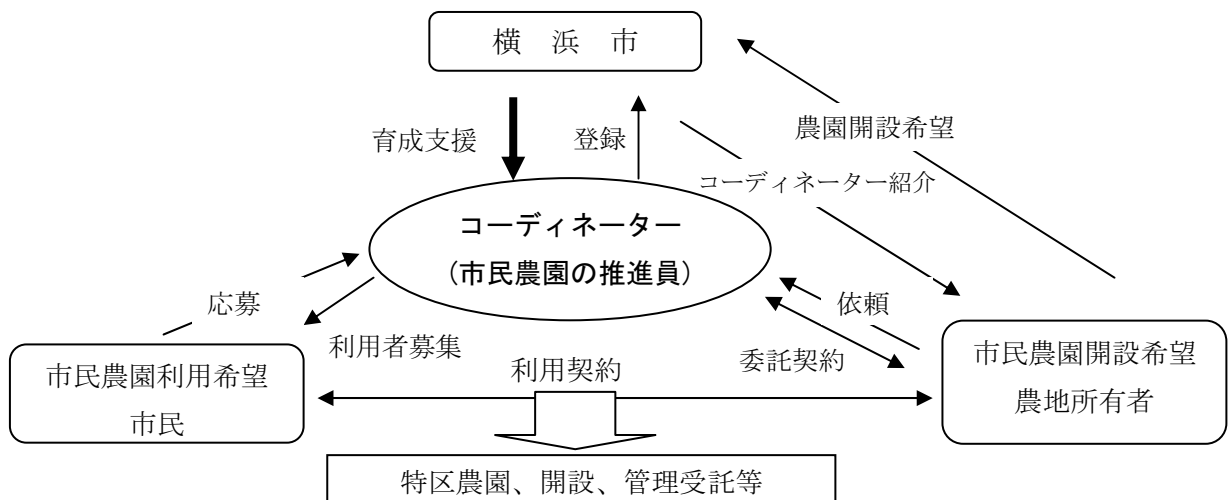
* 2組織×3百万円×5年=30百万円

援農コーディネーター育成講座

労働力不足農家と援農ボランティアとを結ぶ組織の運営をするコーディネーターを育成します。

* 1百万円×5年=5百万円

(2) コーディネーターによる市民農園の増設



農園開設コーディネーター研修

農園開設に必要な手続き、農園設計方法などの研修を行い、修了者を登録し、開設希望者に紹介します。

* 0.8百万円×5年=4百万円

農業後継者・横浜型担い手育成

優れた農業経営を実践している農家の指導により農業後継者を育成するとともに、都市に良好な緑空間を提供し、新鮮で安心な地場農産物を供給する意欲的な横浜型担い手農業者に対し、その営農活動を支援します。

また、農業に参入希望する福祉法人や企業などへの農地の貸付を支援します。

1 農業後継者・横浜型担い手育成事業 【新規】

（1）農業後継者の育成

新規就農予定者は栽培技術や販売知識などが未熟であるため、優れた農業経営を実践している農業経営士（県認定）のもとで1年間研修を行い、栽培技術や販売方法などを修得します。

- * 農業経営士講師謝金 $0.1 \text{ 百万円} \times 18 \text{ 人/年} \times 5 \text{ 年} = 9 \text{ 百万円}$
年間新規就農者30人の6割

（2）横浜型担い手像の明確化と支援（横浜型担い手農業者の育成）

農業経営基盤強化促進法に基づき、労働時間の短縮や経営規模拡大などを目指す「認定農業者」は、小規模で多様な農業が営まれている横浜では、ほとんど国の支援基準を満たしませんが、農地を適正に保全し、市民に農産物を供給するうえでなくてはならない農業者として、市が支援を行います。

また、国の認定農業者のほか、環境に優しい農業を実践し、地産地消を積極的に推進するなど、市民が期待する農家（横浜型担い手農業者）に対し、経営改善に必要な機械・施設の導入等に支援します。

- * 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者（補助率50%）
 $2 \text{ 百万円} \times 50 \text{ 件} \times 50\% = 50 \text{ 百万円}$
- * 横浜型の担い手農業者（補助率30%）
 $2 \text{ 百万円} \times 50 \text{ 件} \times 30\% = 30 \text{ 百万円}$

【横浜型担い手像】

環境保全型農業推進者や直売ネットワーク参加農家など。環境に優しい農業を実践し、地産地消を積極的に推進している意欲的な農業者

- ① 法に基づく認定農業者 176人（H20.3.31）
- ② 横浜市独自の環境保全型農業推進者 208人（H20.3.31）
- ③ 直売ネットワーク参加農家 291人（H20.3.31）（①～③は重複あり）

農地の貸し手への支援

担い手不足から耕作できなくなった農地を有効利用し、荒廃化を防ぎ、規模拡大を望む農家を支援するため、農業経営基盤強化促進法に基づき市が農地貸借の仲介を行っています。

しかし、現状は3年未満の短期貸借がほとんどで、借り手農家の安定経営が確保できていません。

そこで、規模拡大希望農家が長期間安定的に農地を借地できるよう、農地所有者を誘導します。このことにより、農地の荒廃化の解消と発生防止につながります。

1 農地貸付促進事業 【新規】

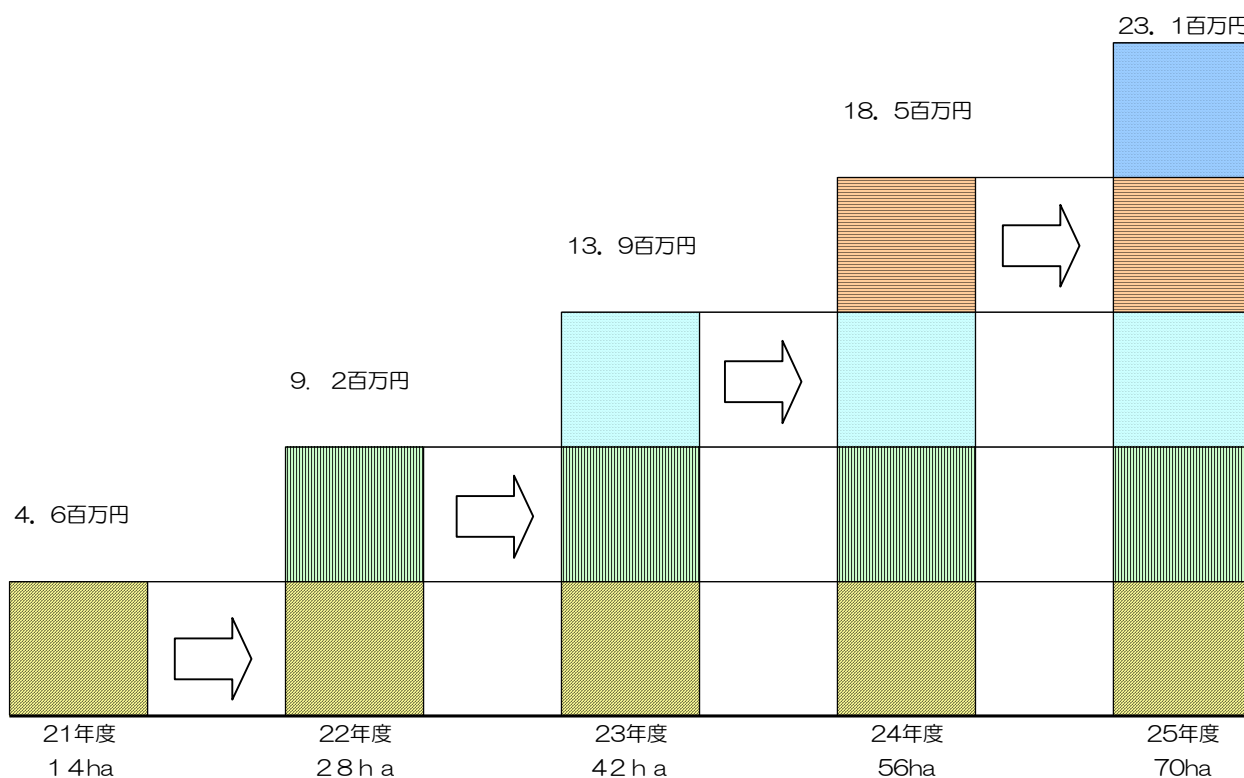
個別施策と積算の考え方

市の仲介により農地を長期（6年以上）貸し付ける所有者に、毎年10a当たり33千円の奨励金を交付します。

（粗放栽培作物の10a当たり農業所得相当額54千円－標準小作料21千円＝33千円）

これにより、5カ年間で70ha（新規：30ha、短期から長期へ：40ha）の農地を長期貸し付けに誘導します。

* 奨励金額（5年間合計）：70ha確保、69百万円



公的機関による買取及びあっせん

農地については、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで農業の活性化を図り、保全に取り組んでいるところです。しかし、相続税の支払いのため所有者が手放さざるを得なくなった場合に対応するため、市民農園用地に適した農地は市が買収し、市民が利用しやすい農園を開設します。あわせて、優良な農地を規模拡大農家等に集積するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。

1 市民農園用地取得事業 【新規】

特区農園等民設民営で市民農園の拡大を図っていますが、市民の要望が強く※、現在の 25ha 強の開設面積では要望に応えられていません。特に中心区在住の市民は農園の利用機会が大変少ない状況です。

相続税の支払いのため手放さざるを得ない農地を、市が買取り、市民農園として活用します。また、新しい市民農園に遠距離からの利用が可能な施設（農機具置き場等）を併設するなどにより、収益性を高めます。

- * 農地買収費 : $30 \text{ 千円} / \text{m}^2 \times 8\text{ha} = 2,400 \text{ 百万円}$
- * 農園整備費 : $4 \text{ 千円} / \text{m}^2 \times 8\text{ha} = 320 \text{ 百万円}$
- * 農園管理委託費 : $75 \text{ 円} / \text{m}^2 \cdot \text{年} \times (\text{初年度 } 1.6\text{ha} \sim \text{5 年目 } 8\text{ha}) = 18 \text{ 百万円}$

※ 市民農園の潜在需要：

1 万人アンケートの結果、25.3%の市民が「野菜など栽培や収穫を行いたい」としていていますので、相当程度の潜在需要があると推定しています。

2 農地流動化促進事業 【新規】

農地を、担い手となる意欲的な農家に集積させていくための事業（農地保有合理化事業）を現在、神奈川県農業公社がおこなっていますので、相続が発生し農地を手放さざるを得ない農家の優良な農地については、県農業公社に買取(中間保有)を依頼します。

買収資金の借入にかかる利子(原則 2 年間)や売渡までの管理費を補てんします。

- * $4 \text{ ha} \times 1 \text{ 年分 (1 年目)} + 8 \text{ ha} \times 4 \text{ 年分 (2 \sim 5 年目)}$ の利子 = 270 百万円
- * $4 \text{ ha} \times 1 \text{ 年分 (1 年目)} + 8 \text{ ha} \times 4 \text{ 年分 (2 \sim 5 年目)}$ の管理費 = 40 百万円